

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
訓令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令	1
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
◎高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	3
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
◎高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令	3
高知県教育委員会訓令	
◎高知県スポーツ振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	3
◎高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令	4
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	4
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	3
◎高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令	4
高知県教育長訓令	

- ◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令 4
- ◎教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令 4

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第30号
高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「高知県立高知丸の内高等学校 高知県立高知小津高等学校」を「高知県立高知丸の内高等学校」に、「高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所 高知県中央東土木事務所」を「高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所」に、「高知県心の教育センター」を「高知県心の教育センター 高知県立高知小津高等学校」に、「高知県立高知西高等学校」を「高知県立高知西高等学校 高知県立高知国際中学校」に、「高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校 高知県土佐警察署いの警察庁舎」を「高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校」に、「高知県安芸土木事務所室戸事務所 高知県中央西土木事務所 高知県須崎土木事務所」を「高知県中央東土木事務所 高知県中央西土木事務所」に、「高知県立高知若草特別支援学校国立高知病院分校」を「高知県立高知江の口特別支援学校国立高知病院分校」に、「高知県中村警察署 高知県中村警察署清水警察庁舎」を「高知県土佐警察署いの警察庁舎 高知県須崎警察署 高知県中村警察署」に、「高知県幡多児童相談所 高知県立紙産業技術センター 高知県幡多土木事務所 高知県幡多土木事務所宿毛事務所」を「高知県立紙産業技術センター 高知県安芸土木事務所室戸事務所 高知県幡多土木事務所」に、「高知県窪川警察署」を「高知県中村警察署清水警察庁舎」に、「高知県立高知高等技術学校 高知県中央西土木事務所越知事務所 高知県須崎土木事務所 高知県幡多土木事務所宿毛事務所」に、「高知県立檮原高等学校 高知県立幡多農業高等学校」を「高知県立檮原高等学校」に、「高知県南国警察署香南警察庁舎」を「高知県南国警察署香南警察庁舎 高知県窪川警察署」に、「高知県中央西農業振興センター 高知県須崎農業振興センター」を「高知県中央西農業振興センター」に、「高知県立窪川高等学校 高知県立大方高等学

校 高知県立宿毛工業高等学校 高知県立清水高等学校」を「高知県立大方高等学校 高知県立幡多農業高等学校」に、「高知県立高知海洋高等学校」を「高知県立高知海洋高等学校 高知県立窪川高等学校」に、「高知県立中村高等学校西土佐分校」を「高知県立中村高等学校西土佐分校 高知県立宿毛工業高等学校 高知県立清水高等学校」に、「高知県警察本部交通部交通機動隊 高知県須崎警察署」を「高知県警察本部交通部交通機動隊」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第4号
本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(高知県法制審議会規程の一部改正)

第1条 高知県法制審議会規程（昭和36年12月高知県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」に改める。

第7条中「行う」を「処理する」に改める。
(高知県公印規程の一部改正)

第2条 高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）の一部を次のように改正する。

別表知事印の項及び部長印の項中「地域福祉部地域福祉政策課長」を「子ども・福祉政策部地域福祉政策課長」に改める。
(高知県電子計算機運営規程の一部改正)

第3条 高知県電子計算機運営規程（平成6年4月高知県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「総務部情報政策課」を「総務部デジタル政策課」に改める。

第4条第1項中「総務部情報政策課長（以下「情報政策課長」）」を「総務部デジタル政策課長（以下「デジタル政策課長」）」に改め、同条第2項及び第3項中「情報政策課長」を「デジタル政策課長」に改める。

第5条、第6条第2項、第7条、第8条第2項、第9条から第13条まで及び第15条中「情報政策課長」を「デジタル政策課長」に改める。

(麻薬取締員証規程の一部改正)

第4条 麻薬取締員証規程(平成15年9月高知県訓令第15号)の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

健康政策部薬務衛生課

題名を次のように改める。

高知県麻薬取締員証規程

第1条及び第2条中「訓令」を「規程」に改める。

第5条の見出し中「携帯」を「携帯等」に改め、同条第3項中「貸与又は譲渡しては」を「貸与し、又は譲渡しては」に改める。

第6条の見出しを「(麻薬取締員証の紛失等の届出)」に改め、同条中「損傷若しくは汚損した」を「損傷し、若しくは汚損した」に改める。

第7条の見出しを「(麻薬取締員証の返納)」に改める。

別図中「紐」を「紐」に、「確認できる」を「確認することができる」に、「はり付け」を「貼り付け」に改める。

(高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正)

第5条 高知県障害者施策推進本部設置規程(昭和57年4月高知県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」に改める。

第5条第2項中「地域福祉部障害福祉課長」を「子ども・福祉政策部障害福祉課長」に改める。

別表本部長の項中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」に改め、同表幹事の項中「総務部情報政策課長」を「総務部デジタル政策課長」に、
「健康政策部医事薬務課長
健康政策部国民健康保険課長
健康政策部健康対策課長」
を

「健康政策部国民健康保険課長
健康政策部健康対策課長
健康政策部薬務衛生課長」

に、「地域福祉部地域福祉政策課長」を「子ども・福祉政策部地域福祉政策課長」に、「地域福祉部高齢者福祉課長」を「子ども・福祉政策部高齢者福祉課長」に、「地域福祉部障害福祉課長」を「子ども・福祉政策部障害福祉課長」に、「地域福祉部障害保健支援課長」を「子ども・福祉政策部障害保健支援課長」に、「地域福祉部児童家庭課長」を「子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課長」に、
「地域福祉部福祉指導課長」

を
「子ども・福祉政策部福祉指導課長
子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課長」

に、「文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課長」を

「文化生活スポーツ部県民生活課長」に、
「文化生活スポーツ部私学・大学支援課長
文化生活スポーツ部人権課長」

を
「文化生活スポーツ部私学・大学支援課長」
に改める。

(高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正)

第6条 高知県男女共同参画推進本部設置規程(昭和51年7月高知県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「文化生活スポーツ部長」を「子ども・福祉政策部長」に改める。

第5条第3項中「文化生活スポーツ部副部長」を「子ども・福祉政策部副部長」に、「文化生活スポーツ部長」を「子ども・福祉政策部長」に、「文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課長」を「子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課長」に改める。

第7条第2項中「文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課長」を「子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課長」に改める。

第8条中「必要な」を「推進本部の運営に関し必要な」に改める。

別表第1中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」に改める。

別表第2中「地域福祉部地域福祉政策課長」を「子ども・福祉政策部地域福祉政策課長」に改める。

(高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正)

第7条 高知県県民生活対策協議会設置規程(昭和56年4月高知県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第6条第2項中「第2条各号」を「、第2条各号」に改める。

第7条第2項中「関して必要な事項については」を「関し必要な事項は」に改める。

第9条中「文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課」を「文化生活スポーツ部県民生活課」に、「行うものとする」を「処理する」に改める。

第10条中「について」を「に関し」に改め、「別に」を削る。

別表第2中
「健康政策部医事薬務課長
健康政策部食品・衛生課長
文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課長」

を
「健康政策部薬務衛生課長
文化生活スポーツ部県民生活課長」

に改める。
(高知県中山間総合対策本部設置規程の一部改正)

第8条 高知県中山間総合対策本部設置規程(平成7年4月高知県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」に改め、同条第5項中「地域福祉部副部長」を「子ども・福祉政策部副部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第5号

高知県公営企業局訓令第1号

高知県教育委員会訓令第3号

高知県警察本部訓令第6号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 橋口 欣二
高知県教育長 伊藤 博明
高知県警察本部長 熊坂 隆

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程(平成30年9月) 高知県訓令第6号
高知県公 高知県公
高知県教 高知県教
高知県警 高知県警

令第6号
営企業局訓令第1号
育委員会訓令第5号
察本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」に改める。

別表第2中「地域福祉部地域福祉政策課長」を「子ども・福祉政策部地域福祉政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

高知県訓令第6号

高知県公営企業局訓令第2号

高知県教育委員会訓令第4号

高知県警察本部訓令第7号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 橋口 欣二
高知県教育長 伊藤 博明
高知県警察本部長 熊坂 隆

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程 (令和2年6月 高 高)

知県訓令第13号
知県公営企業局訓令第4号
知県教育委員会訓令第10号
知県警察本部訓令第13号) の一部を次のように改正する。

別表第1中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」に改める。

別表第2中「地域福祉部地域福祉政策課長」を「子ども・福祉政策部地域福祉政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令
議 会 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令
監 査 委 員 訓 令
人 事 委 員 会 訓 令

高知県訓令第7号

高知県議会訓令第1号

高知県教育委員会訓令第5号

高知県警察本部訓令第8号

高知県監査委員訓令第1号

高知県人事委員会訓令第1号

本 庁
各 出 先 機 関
勞 働 委 員 会 事 務 局
収 用 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
各 教 育 機 関
警 察 本 部
警 察 署
監 査 委 員 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県議会議長 森田 英二
高知県教育長 伊藤 博明
高知県警察本部長 熊坂 隆
高知県代表監査委員 植田 茂
高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(平成28年4月 高 高) の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的に任用された職員」を「会計年度任用職員、臨時的任用職員」に改める。

別表中「地域福祉部障害福祉課」を「子ども・福祉政策部障害福祉課」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第8号

高知県教育委員会訓令第6号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県スポーツ振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 伊藤 博明

高知県スポーツ振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県スポーツ振興推進本部設置規程 (平成29年5月 高 高) の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

高知県訓令第9号

高知県教育委員会訓令第7号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 伊藤 博明

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程 / 令

和2年12月 高知県訓令第16号
高知県教育委員会訓令第14号)の一部を次のように改
正する。

第2条第5項中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」
に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

高知県訓令第10号

高知県教育委員会訓令第8号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次の
ように定める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 伊藤 博明

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県産業振興推進本部設置規程(令和2年4月 高知県訓令第
8号 高知県教育委
員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「産業振興推進部移住促進課長、中山間振興・
交通部中山間地域対策課長」を「中山間振興・交通部中山間地域
対策課長、中山間振興・交通部移住促進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第11号

高知県教育委員会訓令第9号

高知県警察本部訓令第9号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 機 関
警 察 本 部
警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 伊藤 博明
高知県警察本部長 熊坂 隆

**高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する
訓令**

高知県青少年対策推進本部等設置規程(昭和39年5月高知県教
育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令第14号

育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

察本部訓令第4号

第4条第1項中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」
に改める。

第6条第3項中「地域福祉部児童家庭課長」を「子ども・福祉
政策部子ども・子育て支援課長」に、「地域福祉部児童家庭課
長補佐」を「子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課課長補
佐」に改める。

別表本部員の項中「地域福祉部副部長」を「子ども・福祉政策
部副部長」に改め、同表幹事の項中

「医事業務課長
健康対策課長」

を
「薬務衛生課長」

に、「児童家庭課長」を「子ども・子育て支援課長」に、「県民
生活・男女共同参画課長」を「県民生活課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

高知県訓令第12号

高知県教育委員会訓令第10号

高知県警察本部訓令第10号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部

高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

令和3年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 伊藤 博明
高知県警察本部長 熊坂 隆

**高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する
訓令**

高知県社会資本整備推進本部設置規程(平成29年6月高知県教
育委員会訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令第11号
育委員会訓令第9号)の一部を次のように改正する。
察本部訓令第22号)

別表第1中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部長」に改
める。

別表第2中「地域福祉部地域福祉政策課長」を「子ども・福祉
政策部地域福祉政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第1号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次
のように定める。

令和3年4月1日

高知県教育長 伊藤 博明

**教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓
令**

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育
長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表14の(3)の項中「地域福祉部福祉指導課長」を「子ども・
福祉政策部福祉指導課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

高知県教育長訓令第2号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

令和3年4月1日

高知県教育長 伊藤 博明

**教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する
訓令**

教育次長の権限に属する事務決裁規程(平成28年3月高知県教
育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表1の(1)の項中「地域福祉部長」を「子ども・福祉政策部
長」に、「地域福祉部福祉指導課長」を「子ども・福祉政策部福
祉指導課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。